第1章 総則

第1条 名称

本会は、日本医療ソーシャルワーク学会(以下、本会)と称する。

第2条 事務局

本会は、事務局を福岡市西区姪の浜福岡ハートネット病院地域連携支援部内におく。

第2章 目的および事業

第3条目的

本会は、臨床現場の医療ソーシャルワーカーを主体として、医療ソーシャルワークに関する実践知識及び実践技能の研鑽を行うことによって、医療ソーシャルワークの普及に寄与するとともに、医療福祉サービスの推進と発展を図ることを目的とする。

第4条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学会誌の発行
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 会員の種別

本会の会員は次の4種とする。会員規定は別に定める。

(1) 正会員

現任の医療ソーシャルワーカーおよび医療ソーシャルワークの実務経験のあるものおよび、医療福祉分野の研究者ならびに実務経験者であって理事会の承認を得た者

(2) 賛助会員

本会の事業に賛同し援助するため入会した個人または団体

(3) 名誉会員

本会に功労のあった者または学識経験者であって理事会の承認を得た者

(4) 準会員

次に掲げるものであって、本会への入会を希望し理事会の承認を得た者

- (ア) 医療ソーシャルワーク養成課程にある学生
- (イ) 医療ソーシャルワークに関心のある個人または団体
- (ウ) その他、入会が適当と認められる者

なお、前項の規定に関わらず、旧会の会員であった者は本会の正会員とする

第6条 入会

本会へ入会を希望する者は、別に定める入会申込書の手続きに従い、正会員の推薦を得て入会を申し込む

第7条 会費

正会員・賛助会員・準会員は、別に定める会費を納めなければならない。 既納の会費は返納しない。

第8条 退会

会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第9条 会員の資格喪失

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 3年以上会費を滞納したとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をし、あるいは別に定める本会の規約に背く行為のあった会員で、理事会において除名されたとき

第4章 役員等

第10条 種別

本会に次の役員をおく。

(1) 理事を10名以上20名以内おく

理事のうち3分の1以上を医療福祉関連領域のソーシャルワーカーとする

理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする

理事のうち1名を事務局長とする

(2) 監事を2名、顧問を若干名おく

第11条 役員の選任

- (1) 理事および監事は、理事選考委員会において正会員の中から選任し、総会において承認を得る。
- (2) 理事選考委員は理事会で決定し、委任する。
- (3) 会長、副会長および事務局長は理事の互選とする
- (4) 相談役をおくことができる
- (5) 顧問は、名誉会員の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する
- (6) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない

第12条 職務

役員は、以下の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した順序に従ってその職務を代行する
- (3) 理事は、理事会を構成し会務を遂行する
- (4) 事務局長は会の会計、名簿管理その他本会の運営に必要な事務を行うための事務局を運営する
- (5) 監事は、会計および会務の遂行の状況を監査する
- (6) 相談役は、三役や理事会に対し助言を行う
- (7) 顧問は、本会の重要事項について会長の諮問に応じる

第5章 会議

第13条 本会の会議

- (1) 理事会
- (2) 総会
- (3) その他、理事会において必要と認める会議

第14条 理事会

- (1) 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する
- (2) 理事会の議決は、出席理事の過半数の賛成をもって決する

第15条 総会

会長は、年1回通常総会を招集しなければならない。

臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または正会員の3分の1以上の請求があるときに招集することができる。 総会は、以下に関する議決を行い、出席正会員の過半数をもって決する。また委任状を提出した者は、総会に出 席したものと見なす。ただし委任状は会長委任とし、議決のすべてを会長に一任するものとする。可否同数のと きには議長がそれを決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画および収支予算の決定と変更
- (3) 事業報告および収支決算
- (4)役員の承認
- (5) その他運営に関する重要事項

第6章 会計

第16条 経費

本会の経費は、会費及びその他の収入をもって賄う。

第17条 収支決算

本会の予算および決算は、理事会で議決のうえ総会の承認を得て決する。

理事会は、毎会計年度の終了後遅滞なく決算報告書を作り監査を経て総会に提出する。

第18条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

第7章 補則

第19条

この会則の施行について、必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1. 本会の設立当初の役員は、この会則の規定に関わらず設立当初の全体会にて選任する。
- 2. 本会の設立初年度の会計報告は、この会則の規定に関わらず設立の日から翌年3月31日までとする。
- 3. この会則は、2010年8月1日から施行する。

付記:

- 1. 本学会の年会費については、2011 年の年次総会において、2012 年 4 月度をもって 5,000 円とすることが可決 された。
- 2. 会員種別の正会員については、医療福祉分野の研究者および実務経験者まで範囲を拡大することが 2014 年度の年次総会において可決された。
- 3. 役員の選任方法については、理事選考委員会において選考することおよび理事選考委員は理事会で選考し委任することが 2015 年度年次総会において可決された。
- 4. 総会に出席できない会員は委任状の提出により、総会への出席と見なすこと、また委任は会長委任とすることが 2015 年度年次総会で可決された。
- 5. 役員の種別について、医療福祉関連領域のソーシャルワーカーとすることが2016年度年次総会で可決された。
- 6. 本学会の年会費については、2023 年の年次総会において、2024 年 4 月度をもって 7,000 円とすることが可決 された。
- 7. 第4章役員等について、相談役をおくこと、相談役の役割について追加することが2024年度年次総会において可決された。